令和6年11月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年11月29日(金)午前9時30分から午前10時30分まで

2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室

3. 出席委員 14名

農業委員6名

会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 加藤正博

> 4番 郡山信敏 5番 佐藤哲夫

> 6番 邊木園浩子 7番 下村健一

農地利用最適化推進委員8名

11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子

14番 酒匂清治 15番 鳥集公測 16番 西村真一

17番 真方実喜男 18番 山下孝行

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 4番 郡山 信敏 6番 邊木園浩子

会議書記 主任主事 二宮 航大

第2 議案第40号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求 める

議案第41号 農地法第5条の規定による進達について意見を求める

議案第42号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移 転について意見を求める。

議案第43号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権 設定について意見を求める。

議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中別府 和也 主任主事 二宮 航大

6. 会議の概要

(二宮主任主事) それではこれから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一 同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、議案第40号から議案第44号

までの合計16件になります。ご審議方よろしくお願いいたします。12月の定例総会は25日(水)です。議案審議及び転用議案等に係る現地調査は、20日(金)にお願いする予定です。12月の4条・5条に係る調査委員会は、第2調査委員会ですので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の総会終了後、「鳥獣被害対策に係る勉強会」をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。では、山元会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

- (会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中<u>6名</u>、推進委員8名中<u>8名</u>であります。 高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立 していることを報告します。これより、11月の定例総会を開催いたします。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
- (議長) これより議事に入ります。まず、日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記 の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委 員ですが、議長から指名します。ご異議ありませんか。

(はいの声)

(議長) それでは、議事録署名委員に、4番 郡山委員 と 6番 邊木園委員 を指名 いたします。なお、本日の書記は事務局の二宮主任主事にお願いいたします。次に、 日程第2、議案審議に入ります。議案第40号「農地法第3条の規定による所有権 移転の許可について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は5件でございます。第1項、譲受人 氏・譲渡人 氏による親族間の贈与で、畑1筆2,367㎡です。調査委員は山元会長です。第2項、譲受人 氏・譲渡人 氏による売買で、畑1筆469㎡で、対価総額は1万円です。調査委員は山元会長です。第3項、譲受人 氏・譲渡人 氏による親子間の贈与で、畑2筆7,190㎡です。調査委員は加藤会長代理です。第4項、譲受人 氏・譲渡人 氏による売買で、田1筆1,090㎡で、対価総額は10万円です。調査委員は郡山委員です。第5項、譲受人 氏・譲渡人 氏による親子間の贈与で、田9筆10,209㎡、畑3筆8,697㎡計12筆18,906㎡です。調査委員は真方委員です。以上の案件は、受付審査の結果、機械の所有状況、農作業従事者数、により効率利用要件と農作業従事要件、地域との調和要件の3つの要件をすべて満たしていると考えております。以上でございます。

(議長)本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告をしていただきます。第1項及び第2項につきましては、私の方から説明をさせていた

だきます。

- (山元会長) 11月25日、月曜日に現地調査を実施しました。11月25日午前10時に譲 受人、それから11月26日譲渡人に訪問して双方に確認を行ったところです。申請 地は議案書9ページの航空写真をお願いします。場所は、 の所から左へ入っ て右に入った山に囲まれた畑でございます。現在は何も耕作されていない状況でした けども、譲受人は甘藷を作っておられまして農業用機械としてトラクターを4台、タ イヤショベルを1台、ブームスプレーヤを1台所有されておりました。 は譲 渡人の甥になりまして、農作業はこの方と父親、それから従業員を1名雇っておられ て従事日数も十分満たしているという状況です。地域経営体への集積等の取組にも連 携を取っておりまして、話し合い活動にも参加して協力するということで、問題ない というふうに判断いたしたところです。それから第2項につきまして譲受人に11月 25日、譲渡人に11月26日に訪問して確認を行いました。申請地は議案書の10 ページの航空写真をご覧いただきたいと思います。場所はののの近く になるんですけど、譲受人は90歳で高齢なんですけど、訪問してお話しをしたとこ ろ、非常に元気でまだまだ意欲があるという状況でございました。トラクターを2台、 それから耕運機も1台所有されておりまして、甘藷関係を中心に作付けをしている状 況でございます。農作業は本人1人で経営をされており、従事日数も200日は農作 業をしているということで満たされております。地域への集積の取組にも連携を取っ て、話し合い活動にも参加して協力するということでしたので問題ないと判断したと ころです。現地を確認したところ、今は何も作っていなくて耕作放棄地という状況で したので、それが解消されるということで、何を作るんですかと聞きましたところ、 花を植えたいということでした。販売するかどうかまでは今のところ考えてないけれ ど、奥さんが花が好きなので花を植えてまだまだ元気に健康のために枯れさせないよ うにやっていきたいということでございました。以上で報告を終わります。
 - (議長) 続きまして第3項については、加藤会長代理に調査をお願いしておりますので報告 をお願いします。
 - (加藤会長代理) 議長(はい、加藤委員長)2番加藤が報告いたします。第3項につきましては親子間の贈与という案件でございます。現地につきましては11月25日実際に現地訪問して確認をしております。航空写真につきましては11ページをご覧ください。①番②番と2筆ありますけど②番の方ですね、から車で西へ向かって2分くらいですかね、すぐ近いところなんですけども、ここの畑1筆と、それから写真の右上の方に①番小さく赤で囲ってありますけど、こちらは家庭菜園ですね。家の前の家庭菜園ということで使ってらっしゃいました。11月25日に現地を訪問して確認しておりまして、当日にですね、双方に電話で確認をしております。譲受人は農業用機械としてトラクター3台、田植え機等を所有されています。畜産をやっております。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされております。実際この譲受人は

住所見ていただくとわかるんですけど です。高原から少し離れております。 車で20分くらいかかるということなんですけど、譲り受けた農地につきましては譲渡人がお父さんなんですが、父が所有しているトラクター等を使って農作業をされるということでございます。地域経営体への集積等の取組にも連絡を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題ないというふうに判断をいたしました。以上です。

- (議長)はい、第4項につきましては、郡山委員に調査をお願いしておりますので、内容の報告をお願いいたします。
- (郡山委員)4番郡山が報告いたします。農地法第3条の第4項につきまして11月27、水曜日に現地調査を実施いたしまして、9時より譲渡人、9時半から譲受人宅へ訪問いたしまして双方の確認を行いました。申請地は議案書12ページの航空写真をご覧ください。場所は から に入る農免道路の の田んぼでございます。譲受人は農業用機械として軽トラ、トラクター4台等を所有されていました。 農作業は一人で経営されておりまして従事日数も満たされております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、話し合い活動にも参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。以上です。
- (議長) 続きまして第5項は、真方委員に調査をお願いしておりますので、内容の報告をお 願いします。
- (真方委員) 17番真方が報告いたします。第5項について11月24日(日) 現地調査を2時から3時の間に実施しました。18時から譲受人、譲渡人に電話にて双方に確認をいたしました。申請地は13ページの航空写真をご覧ください。場所は 地区の大字 農地の12筆です。譲受人は農作業機械としてトラクター、田植え機等を所有されていました。農作業は本人一人で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動にも参加して協力するなど問題ないと判断いたしました。以上です。
- (議長) ありがとうございました。報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。
- (議長)補足説明を少しさせていただきます。今の第5項の分なんですけれども、先ほど差し替えの分をお渡ししてすぐに回収したんですが、こちらについては筆界未定地ということで確定ができないと。筆界未定で贈与が出来るというふうにすると、今度は売買の時に筆界未定でも売買できるんじゃないかということで問題になってくると思われるので今回、その分についてはあげておりません。ですので、筆界未定の分については必ず登記をして申請を上げると。もし聞かれたりした場合にはそういうふうにお話しをしていただけるとありがたいと思います。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) これをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第40号「農地法 第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」に賛成の方の挙手を お願いいたします。

(全員挙手)

- (議長) 全員賛成ですので、議案第40号については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして議案第41号「農地法第5条の規定による進達について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いいたします。
- (事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の15ページをご覧ください。今回の農地法第5条による規定にる進達申請件数は1件でございます。譲受人 氏・譲渡人 氏の申請案件で、田1筆1,122㎡農家住宅・露天駐車場・飼料ロール置場・牛の運動場を設置するための転用目的であり、第3種農地、用途地域、農振地域外で、使用貸借であります。なお、現在、飼料ロール置場・牛の運動場として利用されており追認申請となり、事実申立書を提出していただいております。まず、立地基準でありますが、第3種農地ですので原則許可となっております。次に一般基準でありますが、転用の確実性、周辺農地への影響等基準を満たしていると考えております。また、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がないことについては、特に影響はないものと思われ、立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と考えております。以上でございます。

- (議長)本件につきましては、第1調査委員会に現地調査をお願いしておりますので、内容 の報告を真方委員の方からお願いいたします。
- (真方委員)本日は第1調査委員会の委員長、入木委員長が欠席ですのでわたしの方から代わりに報告させていただきます。11月22日1時半から2時30分の間にわたしと山下委員、役場二宮さんと入木委員長と現地調査に行きました。転用目的は農家住宅、露天駐車場、車の回転広場、ロール置き場、牛の運動場、これは先ほど説明ありましたように追認案件となっております。申請地は16ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の17ページをご覧ください。申請地は都市計画区域、第3種農地となっております。地域住宅、周辺農地にも影響がないことから問題ないものと判断いたしました。以上です。
- (議長) ありがとうございました。随行された山下委員の方は何かありませんか。 (はいの声)
- (議長)以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。
- (郡山委員) 議長(はい、郡山委員)

少しお伺いしたいのですが、これは追認案件でも施設か何かできてるんですかね。 (議長)事務局長

(事務局長) 現在土地の一部になるんですが飼料のロール置き場、あと牛の運動場として利

用されております。建物等はございません。

- (郡山委員) たぶん 君は さんの孫にあたると思うんですけど、長男の 君が今、牛をやっておられるんですけど 君の名義にしない理由は何か、 息子さんが にいると思うんですけど、こちらに戻って来て住宅ということですか。
- (事務局長) 議長(はい、事務局長) さんは さんの長男坊になられると思 うんですけど、帰って来て住宅を建てるということです。
- (議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) これをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第41号「農地法 第5条の規定による進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いしま す。

(全員挙手)

- (議長) 全員賛成ですので、議案第41号については、申請どおり県へ進達することに決定 しました。
- (議長) 続きまして議案第42号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いします。
- (事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は19ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画の所有権移転申請件数は3件でございます。第1項、譲受人 氏・譲渡人 氏の申請案件で、田1筆1,929㎡、畑1筆1,482㎡計2筆3,411㎡売買価格は総額47万4千720円です。申請地は21ページ・22ページになります。酒匂委員、山下委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人 氏・譲渡人 氏の申請案件で、畑1筆1,595㎡で、売買価格は総額25万円です。申請地は23ページになります。酒匂委員、山下委員のあっせんを受けております。第3項、譲受人 氏・譲渡人 氏の申請案件で、畑1筆6,061㎡で、売買価格は総額90万円です。申請地は24ページになります。郡山委員、下村委員のあっせんを受けております。以上の案件については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それではこれより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 真方委員

(真方委員) 17番真方です。第42号3項についてお伺いいたします。申請地は以前、坂 元委員とわたしであっせんしたところがこの上の土地だったと思うんですけど、 その時の売買価格は反15万6千740円ですか、今回14万8千490円と単 価が少し下がったなと思ったんですけど、このへんの連携みたいなのが何かあったんですかね。まだ2ヵ月くらい前の売買の話しだったもんですから。

(郡山委員) いいですか。わたしと下村委員とあっせんをしたんですけど、 さんの 方からいくらでもいいから買ってくれる人という感じで、前々から現在も さんが作付けされておりまして、わたしと下村委員の方で90万でどうで すかと言ったら さんの方も了解をしまして、 さんも了解を得た という経緯でございます。以上です。

(議長) ちょっと暫時休憩をします。

(議長) それでは休憩前に引き続き審議に入ります。真方委員よろしいでしょうか。 (真方委員) はい、

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって、審議を終わります。これより採決いたします。議案第42 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意 見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- (議長) 全員賛成ですので、議案第42号は申請どおり許可することに決定いたしました。
- (議長) 続いて議案第43号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権 設定について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いします。
- (事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書26ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画の利用権設定申請件数は1件です。第1項、借受人 氏・貸渡人 氏による使用貸借で、畑2筆4,231㎡で、使用貸借期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間の再設定です。当該案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の要件農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の要件を満たしていると考えております。以上でございます。

- (議長) 説明が終わりましたので、議案第43号の審議に入ります。何かご意見ございませんか。
- (議長) ちょっと暫時休憩をいたします。
- (議長) それでは休憩前に引き続き審議に入ります。ご質問はよろしいですか。
- (議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第43号 「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見 を求める。」に賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

- (議長) 全員賛成ですので、議案第43号は申請どおり許可することに決定いたしました。
- (議長) 次に議案第44号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等

促進計画の利用権設定について意見を求める。」を議題といたします。事務局長に 説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

はい、それでは議案書は28ページからと33ページからを一緒にご覧ください。 なお説明に際し、貸渡人と借受人の間に入っております宮崎県農業振興公社の説 明は省略させていただきます。第1項、貸渡人の工作・借受人 請案件で、田5筆8、386㎡の賃貸借で、賃借料は年総額16万7千円、賃貸借 期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間の新規設定で す。第2項、貸渡人 氏・借受人 氏の申請案件で、田1筆868㎡ の賃貸借で、賃借料は年総額8千680円、賃貸借期間は7年1月1日から令和1 6年12月31日までの10年間の新規設定です。第3項、貸渡人 相続人代表 氏・借受人 氏の申請案件で、田3筆5,005㎡の賃貸借で、賃 借料は年総額5万50円、賃貸借期間は令和7年1月1日から令和16年12月 31日までの10年間の新規設定です。なお、相続人は配偶者1人、子ども2人と なります。配偶者である
氏が1/2、子ども1人の同意をいただいており 1/4、合計の3/4の同意ということになります。第4項、貸渡人 借受人 氏の申請案件で、田2筆521㎡畑2筆4,083㎡計4筆4,6 04㎡の使用貸借で、貸借期間は令和7年2月1日から令和17年1月31日ま での10年間の新規設定です。第5項、貸渡人氏・借受人有限会社 代表取締役 氏の申請案件で、畑1筆1,492㎡の賃貸借で、賃借 料は年総額1万4千円、賃貸借期間は令和7年1月1日から令和16年12月3 1日までの10年間の新規設定です。第6項、貸渡人 相続人代表 氏・ 借受人 有限会社 代表取締役 氏の申請案件で、畑2筆5,6 19㎡の賃貸借で、賃借料は年総額5万6千円、賃貸借期間は令和7年1月1日か ら令和16年12月31日までの10年間の新規設定です。なお、相続人は配偶者 1人、子ども1人となりますが、お二人とも同意をいただいております。説明は以 上でございます。

(議長) それでは議案第44号の審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第44号 「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用 権設定について意見を求める。」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長)全員賛成ですので、議案第44号は、申請どおり許可することに決定いたしました。 (会長代理)以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了いたしました。 これを持ちまして、11月の農業委員会定例総会を閉会いたします。 (二宮主任主事) ご起立をお願いいたします。「一同礼」。お座りください。